一　地域再生計画の作成主体の名称　東温市
二　地域再生計画の名称　稼ぐ地域が人を呼ぶ！移住地「とうおん」ブランド創生事業
三　地域再生計画の区域の範囲　東温市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県北宇和郡松野町
二　地域再生計画の名称　森の国の魅力ある特産品振興プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県北宇和郡松野町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県南宇和郡愛南町
二　地域再生計画の名称　売り出せ愛南農水産物最高を目指す地域商社事業
三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県南宇和郡愛南町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県
二　地域再生計画の名称　ものづくり企業事業戦略実現化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　高知県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県及び高知市
二　地域再生計画の名称　歴史を中心とした博覧会の取組を通じた観光振興計画
三　地域再生計画の区域の範囲　高知県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　室戸市
二　地域再生計画の名称　地域資源群「室戸世界ジオパーク」による次世代が魅力を感じる「しごと」づくり事業
三　地域再生計画の区域の範囲　室戸市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　安芸市及び室戸市並びに高知県安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村及び芸西村の全域
二　地域再生計画の名称　高知県東部観光地域づくり推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　安芸市及び室戸市並びに高知県安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村及び芸西村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　南国市
二　地域再生計画の名称　～ものづくり・しごとづくり・まちづくり～　なんこく賑わい創出プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　南国市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　南国市、香南市及び香美市
二　地域再生計画の名称　物部川エリア広域観光連携推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　南国市、香南市及び香美市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三